

第1回農業委員会総会(令和7年4月18日)HP用

事務局

(阿久津 正樹)

皆様おはようございます。

只今の出席議員は12名で定足数に達しておりますので、令和7年度第1回農業委員会総会を開会させていただきます。

それでは会長よりご挨拶を申し上げます。

議長

(高久 和司)

皆さん、おはようございます。4月も中旬に入りまして、早いところではもう水田に水が入って田植えの準備が着々と進んでいます。ニュースを見ますと米の価格が備蓄米を放出したにもかかわらず一向に下がらない、どこに問題があるのかといった話題が多くなっています。地域によっては令和7年産のお米を出荷して消費者に早く渡すという事で、田植えを1週間も2週間も前倒しているというような話があります。

農地が農地として価値があるような農産物の価格の形成がされて、農地が農地として利用できるようになって頂きたいというふうに思います。

本日は午後もございますので、宜しくお願い致します。以上です。

事務局

(阿久津 正樹)

ありがとうございました。

続きまして農業委員会憲章の朗読を行いますのでご起立をお願い致します。

前段につきましては、会長より朗読をいただき、後段につきましては委員の皆様のご唱和をお願い致します。

(憲 章 朗 読)

事務局

(阿久津 正樹)

ありがとうございました。

ここからの進行につきましては、高久会長にお願いしたいと思います。

議長

(高久 和司)

それでは、議事に入る前に「議事録署名人の選任」を行います。議事録署名人は、議席順となっておりますので、私よりご指名を致します。

8番・林武信委員、9番・平山貴典委員をご指名致します。宜しくお願いします。

議長

(高久 和司)

それではこれより審議にはいります。

それぞれの案件につきましては担当委員に調査をお願いしておりますので随時調査のご報告をお願い致します。

—議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について—

議長 (高久 和司)

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題と致します。
事務局より説明願います。

事務局 (内野 つかさ)

2頁をお開き下さい。
議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請」につきましては、1番から5番の5件でございます。
これらの申請は農地法第3条第2項各号に該当しない為、許可要件を満たしていると考えます。
よろしくご審議のほどお願い致します。

議長 (高久 和司)

事務局の説明が終わりましたので、これより審議に入ります。
「農地法第3条の規定による許可申請の1番及び2番については関連がございますので、担当委員の和知伸子委員、一括して調査の報告をお願いします。

2 (和知 伸子)

議案第1号番号1について調査の報告を致します。

(譲渡人) 沼野井〇〇 Aさん

(譲受人) 那須塩原市〇〇 Bさん

土地の所在・地目・面積については記載の通り間違いございません。

権利移転・設定の事由:(譲渡人・譲受人)お互いの耕作地を交換した方が利便性が高まるため
交換による所有権移転

取得者の経営状況は、記載の通りでございます。

引き続き、番号2についての報告を致します。

(譲渡人) 那須塩原市〇〇 Bさん

(譲受人) 沼野井〇〇 Aさん

土地の所在・地目・面積については記載の通り間違いございません。

権利移転・設定の事由:(譲渡人・譲受人)お互いの耕作地を交換した方が利便性が高まるため
交換による所有権移転

取得者の経営状況につきましては、記載の通りです。

総合意見: 70年以上前に先々代が口約束で交換した土地であり、登記が漏れていた為、今回の申請となりました。

登記や名義を整えるためにも好ましい申請であると思われます。以上です。

議長	(高久 和司) 調査委員の薄井久志委員、ご意見がございましたらお伺い致します。
3	(薄井 久志) 担当委員の意見に同意致します。補足説明はございません。以上です。
議長	(高久 和司) 担当委員の調査報告及び調査委員の意見が終わりましたので質疑に入ります。 ご質問等ございませんか。
全員	—質問なし—
議長	(高久 和司) 質問なしの声がございますのでお諮り致します。 「農地法第3条の規定による許可申請の1番及び2番」について、許可する事にご異議ございませんか。
全員	—異議なし—
議長	(高久 和司) 異議なしと認め1番及び2番について許可する事に決定致します。 次に3番について、担当委員は私ですので、私の方から調査の報告をいたします。
12	(高久 和司) 議案第1号番号3について調査の報告を致します。 (譲渡人)高久甲〇〇 Cさん (譲受人)高久甲〇〇 Dさん 土地の所在・地目・面積については記載の通り間違いございません。 権利移転・設定の事由:(譲渡人)自身での耕作が困難なため (譲受人)自宅から近く、耕作に便利のため 売買による所有権移転:総額××円 10アール当たり××円 取得者の経営状況は、記載の通りでございます。 総合意見: 譲渡人は松田開拓に入植以来、酪農をやっていましたが、高齢のため廃業いたしました。所有の土地も自身で耕作できないという事です。譲受人はムクナ豆の生産、販売を行っております。生産量を拡大するため、規模拡大を図るためという事で、近隣の農家にも委託生産をしていただいているところですが、自作地も求めて生産量を拡大したいとのことです。購入した農地が今後も農地として利用される事が確認できましたので、好ましい申請であると見て参りました。以上です。
議長	(高久 和司) 調査委員の磯由起子委員、ご意見がございましたらお伺い致します。

1	(磯 由起子) 担当委員の意見に同意致します。何ら付け加える事はございません。以上です。
議長	(高久 和司) 担当委員の調査報告及び調査委員の意見が終わりましたので質疑に入ります。 ご質問等ございませんか。
全員	—質問なし—
議長	(高久 和司) 質問なしの声がございますのでお諮り致します。 「農地法第3条の規定による許可申請の3番」について、許可する事にご異議ございませんか。
全員	—異議なし—
議長	(高久 和司) 異議なしと認め3番について許可する事に決定致します。 次に4番について、担当委員の渡邊文夫委員、調査の報告をお願いします。
11	(渡邊 文夫) 議案第1号番号4について調査の報告を致します。 (譲渡人)那須塩原市〇〇 Eさん (譲受人)高久乙〇〇 Fさん 土地の所在・地目・面積については記載の通り間違いございません。 権利移転・設定の事由:(譲渡人)遠方におり、自ら耕作できず、後継者がいないため (譲受人)新規就農のため 売買による所有権移転:総額××円 取得者の経営状況は、記載の通りでございます。 総合意見: 現在は守子地内に仮住まいしており、今月中には譲渡人が住んでいた住居の方に 移住し、農作業に入りたいとのことです。主に稲作を中心に生産を行い野菜も作るということ です。農機具等については、近々購入する予定ということです。また、今回、新規就農者であるとい うことで、好ましい申請であると思われます。以上報告いたします。
議長	(高久 和司) 調査委員は私ですので、私から意見を申し上げます。
12	(高久 和司) 現地調査の結果、耕作地は非常に細かくて、大変な作業になるかと思いますが、ご本人が意欲 的に農業をやりたいということですので、好ましい案件と見て参りました。以上です。

議長	(高久 和司) 担当委員の調査報告及び調査委員の意見が終わりましたので質疑に入ります。 ご質問等ございませんか。
10	(佐藤 秀明) 私の自宅近い場所なので、少し心配な点がありまして、この譲受人の方は実際に農業が出来そうですか。
11	(渡邊 文夫) 農業に関してはど素人でございます。ですから現在所有しているEさんから教わりながら農作業をやっていきたいということです。
10	(佐藤 秀明) 多分この申請地付近は田んぼを作っている人がほとんどおらず、かなり厳しい条件だと思いますので、農協がバックアップするとか、周りで耕作をやってる人がいませんから、かなり本気でやらないと、町で補助金あげただけで終わる恐れもあると思います。
11	(渡邊 文夫) 補助金は出ません。 今お話がありましたように、5年計画でいくという事で立ち上げております。今年度は今月中に元所有者がいた農家の家へ引っ越しをし、目の前にある田んぼを、約1反歩くらいでしょうか、それを今年は耕作したいということです。5年計画ですので、後は徐々に田んぼを増やして、最終的には全耕作したいという予定をしております。以上です。
議長	(高久 和司) その他ございませんか。
全員	—質問なし—
議長	(高久 和司) 質問なしの声がございますのでお諮り致します。 「農地法第3条の規定による許可申請の4番」について、許可する事にご異議ございませんか。
全員	—異議なし—
議長	(高久 和司) 異議なしと認め4番について許可する事に決定致します。 次に5番について、担当委員の薄井久志委員、調査の報告をお願いします。
3	(薄井 久志) 議案第1号番号5について調査の報告を致します。 (譲渡人)大畑〇〇 Gさん (譲受人)大畑〇〇 Hさん 土地の所在・地目・面積については記載の通り間違いございません。

権利移転・設定の事由:(譲渡人・譲受人)後継者に農業経営を引き継ぐ
贈与による所有権移転

取得者の経営状況は、記載の通りでございます。

総合意見: 親子間の所有権移転という事で、何も問題なく、息子さんが継いでくれるということで、好ましい案件であると見て参りました。以上です。

議長 (高久 和司)

担当委員の調査報告が終わりましたので質疑に入ります。
ご質問等ございませんか。

全員 —質問なし—

議長 (高久 和司)

質問なしの声がございますのでお諮り致します。

「農地法第3条の規定による許可申請の5番」について、許可する事にご異議ございませんか。

全員 —異議なし—

議長 (高久 和司)

異議なしと認め5番について許可する事に決定致します。

—議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請(30a超)について—

議長 (高久 和司)

次に、議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請(30a超)について」を議題と致します。

事務局より説明願います。

事務局 (内野 つかさ)

4頁をお開き下さい。

議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請(30a超)」につきましては、1番の1件でございます。

よろしくご審議のほどお願い致します。

議長 (高久 和司)

事務局の説明が終わりましたので、これより審議に入ります。

「農地法第5条第1項の規定による許可申請(30a超)の1番」について、担当委員の磯由起子委員、調査の報告をお願いします。

1 (磯 由起子)

議案第2号番号1について、調査報告を致します。

(賃貸人)豊原乙〇〇 Iさん

(賃借人)鹿沼市〇〇 有限会社 J 代表取締役 Kさん

土地の所在・地目・面積につきましては記載の通り間違いございません

農地区分:第2種

転用の事由:賃借人は土の採掘及び販売業を営んでおり、良質な園芸用土が採掘できる申請地を、一時転用したい。

賃借権の設定 期間:許可の日から2年間 用地賃借権(総額)××円

転用の概要:園芸用土採取用地 ××m²

資金計画:賃借料 ××円 運搬路整備費 ××円 切削・運搬費 ××円

成地費 ××円 その他事務費 ××円 計 ××円 全額自己資金

総合意見: 申請地は国道4号線を白河方面に走り、夕狩部落を過ぎてから左折、北に2km程進み、新夕狩公民館の西側に位置します。

現在は麦畑になっておりますので、刈り取り後の実施となります。

傾斜地でありますので、一番深い所で4m程採掘することにより、平坦な畑となり、耕作上の利便性も高く、好ましい案件として見て参りました。以上でございます。

議長 (高久 和司)

調査委員の薄井久志委員、ご意見がございましたらお伺い致します。

3 (薄井 久志)

担当委員の意見に同意致します。補足説明はございません。以上です。

議長 (高久 和司)

担当委員の調査報告及び調査委員の意見が終わりましたので質疑に入ります。ご質問等ございませんか。

全員 ―質問なし―

議長 (高久 和司)

質問なしの声がございますのでお諮り致します。

「農地法第5条の規定による許可申請(30a超)の1番」について、許可相当とする事にご異議ございませんか。

全員 ―異議なし―

議長 (高久 和司)

異議なしと認め1番について許可相当とし、栃木県農業委員会ネットワーク機構に意見を聴取致します。

―議案第3号 非農地証明願について―

議長	(高久 和司) 議案第3号「非農地証明願について」を議題と致します。 事務局より説明願います。
事務局	(内野 つかさ) 6頁をお開き下さい。 議案第3号「非農地証明願」につきましては、1番の1件でございます。 よろしくご審議のほどお願い致します。
議長	(高久 和司) 事務局の説明が終わりましたので、これより審議に入ります。 「非農地証明願」の1番について、担当委員の渡邊文夫委員、調査の報告をお願い致します。
11	(渡邊 文夫) 議案第3号1番について、調査報告を致します。 (願出人)東京都〇〇 行政書士 Lさん 土地の所在・地目・面積は記載の通り間違いございません。 所有者:Mさん 利用状況:昭和52年以前から宅地として利用しており、現在に至る 総合意見: 所有者は現在東京に住んでいますが、今回、相続により土地を取得しました。調査したところ農地であった為、今回の申請となりました。 当該地は昭和50年以前より宅地として利用されている事は間違いなく現地を見て参りました。また、現在は住人はおらず、やや荒れた状態になっておりますが、まさしく非農地として確認して参りました。以上報告致します。
議長	(高久 和司) 調査委員は私ですので、私から意見を申し上げます。
12	(高久 和司) 担当委員の意見に同意します。補足説明はございません。以上です。
議長	(高久 和司) 担当委員の調査報告及び調査委員の意見が終わりましたので質疑に入ります。ご質問等ございませんか。
全員	—質問なし—
議長	(高久 和司) 質問なしの声がございますのでお諮り致します。 「非農地証明願の1番」について、証明することにご異議ございませんか。
全員	—異議なし—

議長 (高久 和司)
異議なしと認め、1番について証明することに決定致します。

—議案第4号 再生困難農地の非農地判断について—

議長 (高久 和司)
次に、議案第4号「再生困難農地の非農地判断について」を議題と致します。
事務局より説明願います。

事務局 (内野 つかさ)
8頁をお開き下さい。
議案第4号「再生困難農地の非農地判断」については1番から5番の5件でございます。
再生困難農地の非農地判断につきましては令和6年度に実施した農地パトロールにおいて再生利用が困難と見込まれる荒廃農地のB分類に区分した農地について、非農地とするか否かを審議するものでございます。今回上程している農地につきましては、令和2年度から令和6年度の農地パトロールにおいて5年間に渡り引き続きB分類の状態が続いているものでございます。またこれらの土地の所有者に対して非農地判断についての事前通知をしており、農地としての残置意向がなかったものでございます。今回非農地として決定された場合は土地所有者に対し非農地通知を発出し、非農地として決定した旨、及び法務局において地目の変更登記を行うよう通知致します。
よろしくご審議のほどお願い致します。

議長 (高久 和司)
事務局の説明が終わりましたので、これより審議に入ります。
「再生困難農地の非農地判断」1番について、担当委員は私ですので、私から調査の報告を致します。

12 (高久 和司)
議案第4号番号1について、調査のご報告を致します。

所有者:高久甲〇〇 Nさん

土地の所在:高久甲 〇〇

地目:登記簿 原野 現況 畑

面積:××m²

総合意見: 7年前に自分が農業委員になって農地パトロールした時から荒廃農地として見てきました。

当該地は大同開拓地内にありまして、南北に細長い土地となっており、その長辺が全て防風林の下になっています。長い間耕作されていないと見えて、灌木も入り篠も生えているということで、仮に耕地として再生しても、防風林がかなり大きすぎて日当たりも悪く農地としての活用が見込めないということで見参りましたので、非農地として判断致しました。以上です。

議長	(高久 和司) 調査委員の薄井久志委員、ご意見がございましたらお伺い致します。
3	(薄井 久志) 担当委員の意見に同意します。補足説明はございません。以上です。
議長	(高久 和司) 担当委員の調査報告及び調査委員の意見が終わりましたので質疑に入ります。何かご質問等ございませんか。
全員	—質問なし—
議長	(高久 和司) 質問なしの声がございますのでお諮り致します。 「再生困難農地の非農地判断の1番」について、非農地とすることにご異議ございませんか。
全員	—異議なし—
議長	(高久 和司) 異議なしと認め、1番を非農地とすることに決定致します。 次に2番について、担当委員の薄井久志委員、調査の報告をお願いします。
3	(薄井 久志) 議案第4号番号2について、調査のご報告を致します。 所有者:伊王野〇〇 〇さん 土地の所在:伊王野 〇〇 地目:登記簿 山林 現況 畑 面積:××㎡ 総合意見: 現地は山の中の一部で、7年前に私が推進委員として当該地を農地パトロールした時から既に竹林になっていました。明らかに再生困難な非農地として判断したいと思います。以上報告致します。
議長	(高久 和司) 調査委員の磯由起子委員、ご意見がございましたらお伺い致します。
1	(磯 由起子) 担当委員の意見に同意します。木が大木になっておりまして長い年月の荒廃がうかがえます。以上でございます。
議長	(高久 和司) 担当委員の調査報告及び調査委員の意見が終わりましたので質疑に入ります。何かご質問等ございませんか。

全員	—質問なし—
議長	(高久 和司) 質問なしの声がございますのでお諮り致します。 「再生困難農地の非農地判断の2番」について、非農地とすることにご異議ございませんか。
全員	—異議なし—
議長	(高久 和司) 異議なしと認め、2番を非農地とすることに決定致します。 次に3番、4番については関連がございますので、担当委員の薄井久志委員、一括して調査の報告をお願いします。
3	(薄井 久志) 議案第4号番号3及び4について、調査のご報告を致します。 所有者:岩手県〇〇 Pさん 土地の所在:伊王野 〇〇 地目:登記簿 畑 現況 山林 面積:××㎡ 引き続き番号4について、調査のご報告を致します。 所有者:岩手県〇〇 Pさん 土地の所在:伊王野 〇〇 地目:登記簿 畑 現況 山林 面積:××㎡ 総合意見: 現地は旧伊王野小学校裏にお寺があり、更にそのお寺の裏にお城山がありまして、お城山の一部が山林化して現在に至っています。7年前に私が調査した時から既にこの状態であり、まさしく非農地であると判断致したいと思います。以上です。
議長	(高久 和司) 調査委員は私ですので、私から意見を申し上げます。
12	(高久 和司) 現地を見たところ、まさしく担当委員の言う通りでございます。非農地として判断したいと思えます。以上です。
議長	(高久 和司) 担当委員の調査報告及び調査委員の意見が終わりましたので質疑に入ります。何かご質問等ございませんか。
全員	—質問なし—

議長	(高久 和司) 質問なしの声がございますのでお諮り致します。 「再生困難農地の非農地判断の3番及び4番」について、非農地とすることにご異議ございませんか。
全員	—異議なし—
議長	(高久 和司) 異議なしと認め、3番及び4番を非農地とすることに決定致します。 これをもちまして全議案が終了しましたので、令和7年度第1回農業委員会総会を閉会いたします。